

情報提供日	2018年（平成30年）12月20日
問い合わせ先	福祉局地域総合支援室（歳森）
	078-918-5286（ダイヤルイン） 内線 3282

報道機関各位

明石市更生支援及び再犯防止等に関する条例が成立しました。

市では、罪に問われた人等の円滑な社会復帰を促進して共生のまちづくりを推進し、また、市民が犯罪による被害を受けることなく、すべての市民が安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とした更生支援の取組を進めてきたところですが、再犯の防止等の推進に関する法律（以下、「法」という。）の施行（平成28年12月）等を踏まえ、関係機関等の協力や市民の理解のもと、より安定的・継続的に更生支援の取組を推進するための新たな条例が、本日、市議会において可決され成立しました。

1 検討の経過

条例の検討に当たっては、地域の市民活動・更生保護・福祉等関係団体、学識・法曹関係、関係行政機関等の関係者で構成する条例検討会を設置し、本年1月から10月にかけて4回の会議を開催したほか、更生支援ネットワーク会議や意見公募手続（パブリックコメント）等において、市民や地域の声を聞きながら、本条例を取りまとめました。

2 条例の概要

（1）第1章 総則（第1条～第3条）

目的、用語の定義、基本理念について規定しています。

（2）第2章 市及び関係機関等の責務と役割、連携協力（第4条～第8条）

地域における支援の当事者としての市の責務、関係機関等・市民等の役割、連携協力等について規定しています。

（3）第3章 基本的施策（第9条～第13条）

法に準じた支援として、対象者の特性に応じた支援等、就労・非行少年・住居確保・福祉サービス等に関する支援等について規定しています。

（4）第4章 地域社会における共生（第14条～第17条）

法第4条に規定する国との適切な役割分担等の趣旨を踏まえ、地域ならではの支援として、地域社会における共生の配慮、地域における見守り等、地域活動への参加促進、親族等に対する情報提供等について規定しています。

（5）第5章 基盤整備、市民等の理解増進等（第18条～第21条）

更生支援の推進において必要となる市の体制整備・調査研究、民間団体等に対する援助、市民理解の増進等について規定しています。

3 施行期日

平成31年4月1日